株式会社東横イン 宿泊約款 新旧対照表

改正前

第5条【宿泊契約締結の拒否】

- 1 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2)満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊の申込みをしようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊の申込みをしようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による暴力団及びその構成員ならびにその関係者、その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- (5)宿泊の申込みをしようとする者が暴力団又は 暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体 であるとき。
- (6)宿泊の申込みをしようとする者が、法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがいるもの。
- (7)宿泊の申込みをしようとする者が、宿泊に関してまたは当ホテル内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、使用禁止薬物の所持もしくは使用、他の利用客に著しく迷惑を及ぼす行為、その他法令公序良俗に反する行為をするおそれがあるとき。
- (8) 宿泊の申込みをしようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
- (9)宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (11)宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び、宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

第7条【当ホテルの解除権】

- 1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による暴力団及びその構成員ならびにその関係者、その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- (2)宿泊客が、宿泊に関してまたは当ホテル内で、 暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、使用禁 止薬物の所持もしくは使用、他の利用客に著しく迷 惑を及ぼす行為、その他法令公序良俗に反する行為

改正後

第5条【宿泊契約締結の拒否】

- 1 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みが本約款によらないとき
 - (2)満室により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊の申込みをしようとする者が、宿泊に 関し、法令、公の秩序又は善良の風俗に反する行 為をするおそれがあると認められるとき
- (4) 宿泊の申込みをしようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」
- (平成3年法律第77号)に規定する暴力団、暴力 団員、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反 社会的勢力であると認められるとき
- (5)宿泊の申込みをしようとする者が、当ホテル内で、暴行、脅迫、恐喝、賭博行為、使用禁止薬物の所持若しくは使用その他の違法行為又は公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (6)宿泊の申込みをしようとうする者が、他の 宿泊客に著しく迷惑をかける行為をしたとき、又 はするおそれがあると認められるとき
- (7) 宿泊の申込みをしようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
- (8)宿泊の申込みをしようとする者から宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (9)宿泊の申込みをしようとする者が、過去に、SNS等に当ホテル又は当ホテルの従業員(支配人を含む。以下同じ。)に関する誹謗、中傷、威嚇、又は炎上を目的とした投稿等を行い、当ホテルの運営の妨害、又は当ホテル及び東横イングループの信用及びブランドを毀損する行為を行ったと認められるとき
- (10) 天災、施設の故障その他のやむを得ない 事由により宿泊させることができないとき

第7条【当ホテルの解除権】

- 1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができるものとします。
- (1) 宿泊客が伝染病であるとき、又はその疑いが濃厚なとき。
- (2)宿泊客が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)による暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき
- (3) 宿泊客が、本約款に違反するとき、又は従業員の指示に従わないとき

をするおそれがあるとき。

- (3) 宿泊客が伝染病であるとき、又はその疑いが 濃厚なとき。
- (4)宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (5) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (6)宿泊客が、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす おそれがあると認められるとき、及び、宿泊客が他 の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (7)寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
- 2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

- (4) 宿泊客が、当ホテル内で、暴行、脅迫、恐喝、賭博行為、使用禁止薬物の所持若しくは使用その他の違法行為又は公序良俗に反する行為をしたとき、又はするおそれがあるとき
- (5) 宿泊客が、寝室で寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める火災予防上必要な処置に反する行為をしたとき、した疑いがあるとき、又はするおそれがあるとき
- (6)宿泊客が、他の宿泊客に迷惑をかける行為若しくは他の宿泊客に対するサービスの提供を著しく阻害する行為をしたとき、又はするおそれがあるとき
- (7)宿泊客が、当ホテル又は当ホテルの従業員に対し、合理的な範囲を超える要求(謝罪要求や処罰要求を含む)又は負担を強硬に求めてきたとき
- (8) 宿泊客の言動が、他の宿泊客又は当ホテルの従業員の尊厳を傷つけたとき
- (9) 宿泊客が、SNS等に当ホテル又は当ホテルの従業員に関する誹謗、中傷、威嚇、又は炎上を目的とした投稿等を行い、当ホテルの運営の妨害、若しくは当ホテル及び東横イングループの信用及びブランドを毀損する行為を行なったとき若しくはそのおそれがあるとき、又は過去に同様な行為を行なったと認められるとき
- (10) 天災等不可抗力に起因する事由により宿 泊させることができないとき
- 2 前項第2号乃至第9号により宿泊契約が解除 された場合、既払の宿泊料金の返還はいたしませ ん。また、宿泊料金が未払である場合には、宿泊 料金相当額を違約金としてお支払いいただきま す。また、その場合、以後の当ホテルの利用をお 断りいたします。
- 3 第1項第1号及び第10号により宿泊契約が 解除された場合は、宿泊客が提供を受けていない サービスに関する料金はいただきません。

第10条【利用規則の順守】

1. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが 定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていた だきます。

利用規則第6項

館内および敷地内で許可なく商業目的および他の お客様に迷惑がかかるような写真撮影はしないで ください。

第10条【利用規則の順守】

1. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定める利用規則に従っていただきます。

利用規則第6項

館内および敷地内で許可なく商業目的および他のお客様に迷惑がかかるような撮影(以下、動画を含む)はしないでください。また、当ホテルの従業員(支配人を含む。以下同じ。)に承諾を得ることなく、当ホテルの従業員の撮影をすることはやめてください。